

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事

実 施 要 領

令和5年8月

四日市市上下水道局

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事
公募型プロポーザル実施要領

1. 工事の概要

- 工事名 小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事
- 工事場所 四日市市小牧町地内
- 工事目的 本事業は、小牧水源地紫外線処理施設の建設に係る土木、建築、機械設備、電気設備工事一式を詳細設計付工事発注方式により実施し、民間事業者の創意工夫によりライフサイクルコストの低減、省エネルギー、維持管理性の向上等に資する施設整備を行うものである。
- 工事内容 四日市市上下水道局が管理する小牧水源地(計画浄水量 27,240 m³/日)について、紫外線処理設備・エアレーション設備、次亜注入設備等の土木、建築、機械設備、電気設備工事を一括し、その設計・施工を一体的に実施する。
- 工事期間 契約の日から令和9年3月12日まで
- 業 種 水道施設工事
- 予定価格 3,130,000,000 円(税抜き)

2. 対象施設

- (1) 名 称 : 小牧水源地
- (2) 浄水方式 : 紫外線処理施設
- (3) 浄水量 : 27,240m³/日
- (4) 施設設備の概要

主要対象施設は以下のとおり。

対象施設等	既存施設	今回工事
小牧水源	○	—
員弁水源	○	—
着水井兼揚水ポンプ井(揚水ポンプ)	—	○
水処理棟(紫外線処理、エアレーション、次亜注入)	—	○
流出井	—	○
接合井	○	—
ポンプ棟(送水ポンプ、電気室)	○	△ (電気工事)
自家発電設備	○	—

※) 電気設備の内、既設親局・子局テレメータ機能増設、中央監視機能増設、既設設備撤去工事は本工事範囲外とする。

3. 事業者選定方式

本事業は、多くの募集者の中から本事業の要求事項に最も適した事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項の全てに該当するものとする。

- (1) 公告日において四日市市入札参加資格者名簿（工事）に登録されている者であること。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 の規定に基づき、水道施設工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 水道施設工事の完成工事高が 782,500,000 円（予定価格の 1/4）以上であること。
- (4) 有効期限内の経営事項審査を受けている者であること。
- (5) 四日市市入札参加資格者名簿（経営事項審査の審査基準日が令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで）に登録された水道施設工事の総合評定値が 900 点以上であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定がなされた若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定がなされた若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (8) 公告から契約までの期間において、市から入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (9) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (10) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 2 条第 9 号に規定する関係者でないもの。
- (11) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。以下、当該 3 保険を「社会保険等」という。）。なお、「届出の義務を履行していない者」の確認は、最新の経営事項審査結果における社会保険等加入の有無欄で確認を行うものとする。
- (12) 関係法令、規則等に違反していないこと。
- (13) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たすものであること。
 - ア. 国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、平成 20 年度以降に完成した上水道施設または工業用水道施設において、紫外線処理設備、急速ろ過設備、膜ろ過設備のいずれかの浄水施設の機械設備工事のうち、新設又は増設・改築・更新工事を元請（単独又は共同企業体の構成員（出資比率 20% 以上のものに限る））として施工した実績を有すること。ただし、補修工事、撤去工事及び

仮設工事は除く。

イ. 以下の技術者を配置すること

- ・現場代理人：国家資格者（1級） 常駐
- ・主任技術者又は監理技術者：国家資格者（1級） 建設業法による配置
- ・設計者：技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に定める技術士で上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者。

ただし、配置予定技術者は直接的かつ恒常的（3 か月以上）な雇用関係を有している者とする。

契約締結日において、他の工事で常駐現場代理人になっている者や専任の主任技術者又は監理技術者になっている者は、技術者等として配置できない。

現場代理人は工事現場に「常駐」とするが、工場製作等で工事現場が不稼働であることが明確な場合は、この限りではない。

現場代理人と主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものとする。

- (14) 本事業に係る発注支援業務の受託者である株式会社日水コンと資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。）でないこと。

5. 募集内容

- (1) 募集方法：四日市市上下水道局のホームページ上で、審査要領、要求水準書等を公表する。
- (2) 申込方法：参加意向申出書、企画提案書を施設課に持参する。

6. 日程（予定）について

日程	内容
令和 5 年 8 月 3 日（木）	参加者募集の公告、実施要領等の公表
令和 5 年 9 月 4 日（月）	実施要領等に関する質問受付期限
令和 5 年 9 月 15 日（金）	実施要領等に関する質問回答期限
令和 5 年 9 月 29 日（金）	参加意向申出書及び参加資格確認書類の提出期限
令和 5 年 10 月 6 日（金）	参加資格確認結果の通知
令和 5 年 12 月 1 日（金）	企画提案書類の受付期限
令和 6 年 1 月 12 日（金）	第一次審査（書類審査）
令和 6 年 1 月 26 日（金）	第二次審査（ヒアリング審査）
令和 6 年 2 月 中旬頃	業者選定結果の公表及び通知
令和 6 年 3 月 下旬頃	契約の締結

※説明会は開催しない。

7. 質問・回答について

質問は、原則電子メール（様式1 Word形式）により令和5年9月4日（月）午後5時までの到着分を受け付ける。（件名の冒頭に【小牧水源地質問】を入れること）回答は四日市市上下水道局ホームページにて公表する。

8. 参加申込・資格審査について

様式2「参加意向申出書」及び添付書類（様式2-1「配置予定技術者」、様式2-2「参加資格要件チェックリスト」）、様式3「工事施工実績」を提出期限までに持参し提出する。（分割提出は認めない。）参加資格審査結果は、各応募者へ様式4「参加資格審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。

9. 企画提案書の提出について

様式5「企画提案書」及び様式6「見積書」、様式7「工事費内訳書」は「企画提案書作成要領」（別紙参照）を参照の上、一括して提出期限までに持参し、7部（正副の区別なし）提出する。（分割提出は認めない。）

10. 書類提案書の提出について

参加意向申出書、企画提案書は下記に持参する。

〒510-0076 四日市市堀木一丁目3番18号

四日市市上下水道局3階 技術部 施設課 水道施設係

書類は期限当日の午後5時までに提出すること。

11. 審査について

小牧水源地詳細設計付紫外線処理施設建設工事プロポーザル審査委員会にて、「審査要項」（別紙参照）により審査を行う。

12. 審査結果の通知について

応募者へ様式8「プロポーザル審査結果通知書」にて郵送及び電子メールにより通知する。

○通知相手先の順位と総合点数

○候補者の名称と総合点数

○他の参加者の総合点数（名称は伏せる）

13. 提出書類の取り扱いについて

（1）提出書類は応募者へ返還しない。

（2）提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

14. 情報公開及び提供について

- ・情報公開：四日市市上下水道局ホームページに以下の情報を掲載する。
 - 候補者決定前：実施要領、企画提案書作成要領、様式集、審査要項、要求水準書等
 - 候補者決定後：応募者名、決定された候補者名、審査結果等

15. 問い合わせ先について

四日市市上下水道局 技術部施設課水道施設係

TEL：059-354-8364/FAX：059-354-8358

電子メール shisetsu@city.yokkaichi.mie.jp（送受信を電話で確認すること）

16. その他

- (1) 必要経費の負担：プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 辞退の取扱い：応募を取り下げる場合、速やかに様式9「辞退届」を提出し、その旨連絡すること。
- (3) 失格事項：次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
 - 提出内容に虚偽がある場合。
 - 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合。
- (4) 審査結果の開示希望：審査結果について開示を希望される応募者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。なお、開示情報は応募者の点数内訳のみとする。
- (5) 現地確認の希望：現地確認を希望する応募者は「15. 問い合わせ先」へ連絡すること。担当課にて日程調整を行い、現地確認の日時を伝えるので、担当課の指示に従い現地確認を行うこと。なお、現地確認希望者は、自らの責任により安全管理を実施すること。事故等が生じた場合は、現地確認希望者の責任において対応すること。
- (6) 完成図書等の閲覧：本事業の基本設計書類や既設工事の完成図書等の閲覧は可とする。閲覧を希望する応募者は、「15. 問い合わせ先」へ連絡すること。担当課にて日程調整を行い、閲覧の日時を伝えるので、担当課の指示に従うこと。

17. 候補者決定までの流れについて

公募型プロポーザル方式フロー図

